



11月は「**過重労働解消キャンペーン月間**」です！！

長時間にわたる過重な労働は、労働者の**睡眠・休養時間等の減少に伴う疲労蓄積**による脳・心臓疾患等、重大な健康障害を引き起こす要因の一つとなっています。また、仕事により生じた心的負担を解消するための大切な時間（家族・友人と過ごす時間、娯楽時間など）が過重労働により削られ、結果として仕事効率の低下や「**こころの不調**」を引き起こす要因にもなっており、**最悪の場合、精神障害の発症、さらには自死行為等に及ぶ危険性をも生じさせている**ものです。



このような観点から、厚生労働省は毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」に定め、長時間労働の削減等、**過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取り組みを行う「過重労働解消キャンペーン」**を実施しています。すべての事業者には労働者の「安全」と「健康」を確保するという責務が課されており、**過重労働対策は絶対に講じなければならない**ものです。当月間を一つの機会に**過重労働対策**について今一度考えてみましょう。

キャンペーン月間の概要

「**過労死等防止啓発月間**」

過労死等防止対策基本法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。



過労死をゼロにするために

過労死とは業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡のことです。**時間外・休日労働が月45時間を超えるほど脳・心臓疾患の発症率が増大し、過労死リスクの増加につながります。**長時間労働を削減することが過労死リスクの軽減につながるため裏面チェックリストを参考にして、長時間労働の削減に努め、過労死をゼロにしましょう！

「**過労死等防止対策推進シンポジウム**」

「**過労死等防止対策推進シンポジウム**」は過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムであり全国47都道府県において計48回開催されます。開催時期やプログラム等については右記QRコード・下記URLを参考にしてください。

宮城会場は令和3年11月15日13：30からエル・パーク仙台 5階セミナーホールで開催されます。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



「**しわ寄せ**」防止キャンペーン

大企業・親会社による下請会社に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更により発生している「**しわ寄せ**」による長時間労働を防止するための取引環境改善のキャンペーンを事業主の皆様へ向けて開催します。

詳細については右記QRコード・下記URLを参考にしてください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



過重労働による健康障害を防止するために



労働時間の現状をみると、依然として長時間労働の実態がみられます。**時間外・休日労働が月45時間を超えるほど脳・心臓疾患のリスクが増大します。**

つきましては下記を参考にいただき、長時間労働の削減に努めましょう。

併せて、下記チェックリストで事業場内の長時間労働対策の現状を確認しましょう。

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

労働基準法が改正され、**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを越えることができません。** 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、**年5日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を取得させることが必要**となっていますが、**これは最低基準です。** 労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ・時間外・休日労働（80時間以上）を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

長時間労働対策チェックリスト

- 労働者の労働時間を日々正確に把握していますか？（タイムカードなど）
- 時間外・休日労働協定（36協定）を労働者に周知していますか？
- 時間外・休日労働時間数は36協定の範囲内に収まっていますか？
- 長時間労働者に対して、医師による面接指導を実施していますか？
- ワークライフバランスのとれた職場の形成に努めていますか？
- ストレスチェックを実施していますか？（労働者数50人未満の事業場は努力義務）
- 職場におけるハラスメント防止のための措置を講じていますか？（相談窓口の設置など）
- 労働者が自身の不調等について相談しやすい環境整備を行っていますか？
- 年次有給休暇の取得は確実に行われていますか？

詳細については右記QRコード・下記URLを参考にしてください。

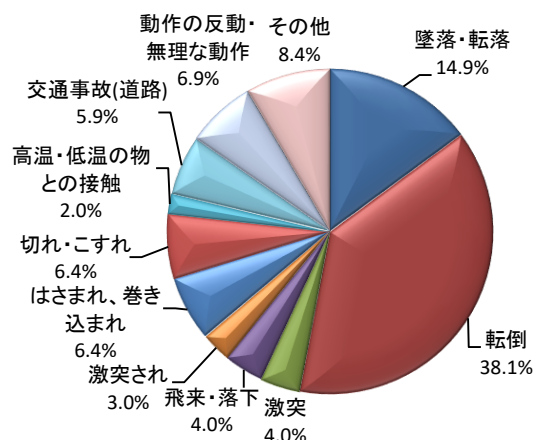
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



令和3年の労働災害発生状況 ～増加率は減少傾向に！～

(13次防重点業種) 業種	令和2年 (確定値)	令和3年9月末		
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年同期比	増減率
全産業	283(0)	202(0)	+18	+9.8%
製造業	70	44	-3	-6.4%
建設業	50	19	-18	-48.6%
土木工事業	14	5	-1	-16.7%
建築工事業	27	6	-16	-72.7%
その他建設業	9	8	-1	-11.1%
陸上貨物運送事業	35	34	+11	+47.8%
林業	4	4	±0	-
小売業	25	19	+2	+11.8%
社会福祉施設	29	24	+8	+50.0%

事故の型別労働災害発生状況



今年は約4割が転倒災害！

労働時間・賃金・残業代・労働条件・働き方改革に関する支援は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。Tel: 0229-22-2112
監督署だよりのバックナンバーは右記QRコードからダウンロードしていただき社員教育等にご活用ください。

